

半 期 報 告 書

(第4期中) 自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日

あいおい損害保険株式会社

(551011)

目 次

頁

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 保険引受の状況	5
3. 対処すべき課題	10
4. 経営上の重要な契約等	10
5. 研究開発活動	10
第3 設備の状況	11
1. 主要な設備の状況	11
2. 設備の新設、除却等の計画	11
第4 提出会社の状況	12
1. 株式等の状況	12
(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	14
(4) 大株主の状況	15
(5) 議決権の状況	16
2. 株価の推移	16
3. 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
1. 中間連結財務諸表等	18
(1) 中間連結財務諸表	18
(2) その他	45
2. 中間財務諸表等	46
(1) 中間財務諸表	46
(2) その他	62
第6 提出会社の参考情報	63
第二部 提出会社の保証会社等の情報	64

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年12月22日
【中間会計期間】	第4期中（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）
【会社名】	あいおい損害保険株式会社
【英訳名】	Aioi Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 児玉 正之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部課長 野村 昌孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	東京 5424-0101（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部課長 野村 昌孝
【縦覧に供する場所】	当社近畿・北陸業務部 （大阪市北区堂島浜一丁目1番5号） 当社埼玉業務部 （さいたま市中央区上落合一丁目12番16号） 当社神奈川業務部 （横浜市中区尾上町五丁目77番地） 当社千葉業務部 （千葉市中央区登戸一丁目21番8号） 当社中部業務部 （名古屋市中区千代田五丁目7番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目3番17号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日
経常収益 (百万円)	548,443	534,466	528,899	1,135,656	1,073,059
正味収入保険料 (百万円)	422,504	422,402	422,079	845,669	843,552
経常利益 (百万円)	11,452	23,133	6,680	21,708	42,971
中間(当期)純利益 (百万円)	4,130	13,608	4,661	13,927	29,359
純資産額 (百万円)	330,167	367,189	402,607	295,670	435,597
総資産額 (百万円)	2,756,114	2,745,077	2,771,138	2,651,212	2,791,994
1株当たり純資産額 (円)	442.46	492.24	550.98	396.34	596.01
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	5.50	18.24	6.37	18.60	39.67
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	5.41	—	6.36	18.21	39.64
自己資本比率 (%)	11.98	13.38	14.53	11.15	15.60
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	2,086	27,730	41,890	△3,567	73,270
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△24,572	17,673	△65,131	53,688	9,785
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△7,878	△5,252	△5,915	△26,695	△11,208
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	112,215	206,627	209,704	166,246	238,094
従業員数 (人)	9,808	9,199	9,216	9,305	9,241
〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	[2,876]	[2,785]	[2,730]	[2,833]	[2,792]

(注) 平成15年9月期中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日
正味収入保険料 (百万円) (対前期増減率) (%)	416,655 (1.22)	419,238 (0.62)	416,351 (△0.69)	836,841 (7.65)	836,596 (△0.03)
経常利益 (百万円) (対前期増減率) (%)	11,055 (-)	23,084 (108.80)	7,225 (△68.70)	20,319 (-)	45,324 (123.06)
中間(当期)純利益 (百万円) (対前期増減率) (%)	3,756 (-)	9,054 (141.05)	5,128 (△43.35)	10,304 (-)	27,322 (165.15)
正味損害率 (%)	56.26	57.50	59.62	60.06	60.80
正味事業費率 (%)	35.64	32.93	32.25	35.29	33.45
利息及び配当金収入 (百万円) (対前期増減率) (%)	20,762 (△15.42)	19,140 (△7.81)	21,579 (12.74)	40,372 (△13.11)	35,552 (△11.94)
資本金 (百万円) (発行済株式総数) (千株)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)	100,005 (756,201)
純資産額 (百万円)	346,148	375,459	414,157	308,888	446,820
総資産額 (百万円)	2,613,293	2,569,995	2,564,401	2,496,328	2,597,891
1株当たり純資産額 (円)	463.88	503.33	566.79	414.06	611.37
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	5.00	12.13	7.01	13.76	36.91
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	4.92	-	7.00	13.51	36.88
1株当たり中間(年間)配当 額 (円)	-	-	-	7.00	8.00
自己資本比率 (%)	13.25	14.61	16.15	12.37	17.20
従業員数 (人) 〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	8,970 〔2,812〕	8,773 〔2,767〕	8,728 〔2,710〕	8,922 〔2,822〕	8,794 〔2,773〕

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 第3期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当企業集団が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成16年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	8,837 [2,718]
生命保険事業	379 [12]
合計	9,216 [2,730]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

(平成16年9月30日現在)

	従業員数(人)
内務職員	8,008 [2,710]
営業職員	720 [-]
合計	8,728 [2,710]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

労使間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、急激な原油高という不安定要因がありましたが、好調な海外経済を背景に、輸出や内需の拡大が続くとともに、雇用者所得の下げ止まりや、個人消費の持ち直しの兆しが見られるなど、幅広い分野で回復を続けました。

当中間連結会計期間の当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の業績につきましては、経常収益は5,288億円と前中間連結会計期間に比べ55億円の減少となりました。経常利益は66億円と前中間連結会計期間に比べ164億円の減少となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等、法人税等調整額並びに少数株主利益を加減した中間純利益は46億円と前中間連結会計期間に比べ89億円の減少となりました。

事業の種類別セグメント毎の業績は次のとおりです。

① 損害保険事業

当企業集団の主要事業である損害保険事業におきましては、更なる自由化・規制緩和の進展に伴い、商品開発、料率引き下げ、事業効率化などの競争がより一層激しさを増しております。

このような情勢下で当社は、自動車保険の主力商品として、きめ細かな保険料設計が可能で、業界最高水準の補償と商品付帯サービスがセットされたリスク細分型自動車保険「トップラン（個人総合自動車保険）」を発売し、拡販に努めてまいりました。また、自動車の車載端末を経由して取得した走行距離情報を使用し、走った分の保険料を支払うという合理的な仕組みを実現した「PAYD（実走行距離連動型自動車保険）」を発売するなど、お客様のニーズ・納得感・利便性を追求した商品のご提供に努めてまいりました。

さらに、自動車保険顧客に対する多目複合販売強化に向けて開発したプラットフォーム商品「家庭総合保険（火災保険）」、「事業者総合保険（火災保険）」、「建設業総合保険（賠償責任保険）」につきましても、順調に販売量を拡大してまいりました。

このような施策を中心に事業を展開いたしました。当中間連結会計期間における正味収入保険料は4,220億円と前中間連結会計期間に比べ0.08%の減少となりました。また、台風等の自然災害の影響もあり、経常利益は65億円と前中間連結会計期間に比べ162億円の減少となりました。

② 生命保険事業

あいおい生命保険株式会社におきましては、主力商品である「収入保障付商品」の販売を強化するため、お客様の2大ニーズである遺族保障（収入保障）と医療保障を合理的に設計できる「新収入保障保険ジャストワン」を開発いたしました。また、無審査・無告知で加入できる「無選択加入特則付個人年金保険」を発売するとともに、団体のお客様のニーズに応えた「医療保障保険（団体型）」を発売するなど、お客様のニーズを踏まえたより良い商品のご提供に努めてまいりました。さらに、ご契約後の各種変更手続きを直接電話で受け付ける「変更手続きダイレクトサービス」を全国展開し、お客様の利便性の向上を図ってまいりました。

こうした諸施策の結果、個人保険・個人年金保険の新契約高は4,481億円と前中間連結会計期間に比べ22.09%増加し、保有契約高も3兆6,172億円と前中間連結会計期間末に比べ12.97%の増加となりました。

また、当中間連結会計期間における収支状況は、生命保険料が241億円と前中間連結会計期間に比べ10億円の増加、生命保険金等は47億円と前中間連結会計期間に比べ17億円の増加となりました。

この結果、経常利益は95百万円と前中間連結会計期間に比べ、10百万円の減少となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは満期返戻金の減少及び事業効率化による事業費の削減などにより前中間連結会計期間に比べ141億円増加し、418億円の収入（前中間連結会計期間は277億円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により651億円の支出（前中間連結会計期間は176億円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により59億円の支出（前中間連結会計期間は52億円の支出）となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは合計で283億円の支出（前中間連結会計期間は403億円の収入）となり、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、2,097億円となりました。

2【保険引受の状況】

(1) 損害保険事業の状況

① 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)	正味支払保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率 (%)
前中間連結 会計期間 (自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	火災	39,059	9.25	△9.76	17,409	7.72	△10.02
	海上	2,603	0.62	△3.45	2,281	1.01	75.41
	傷害	24,938	5.90	△7.08	8,690	3.85	△10.63
	自動車	242,295	57.36	△1.38	127,979	56.72	△1.62
	自動車損害 賠償責任	77,926	18.45	35.81	29,926	13.27	17.01
	その他	35,585	8.42	△23.65	39,333	17.43	20.64
	計	422,408	100.00	△0.02	225,622	100.00	3.19
当中間連結 会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	火災	42,189	9.99	8.01	17,961	7.63	3.17
	海上	2,577	0.61	△0.97	1,256	0.53	△44.95
	傷害	25,358	6.01	1.68	8,532	3.62	△1.82
	自動車	236,636	56.06	△2.34	129,458	54.96	1.16
	自動車損害 賠償責任	78,574	18.62	0.83	40,240	17.08	34.46
	その他	36,744	8.71	3.26	38,125	16.18	△3.07
	計	422,082	100.00	△0.08	235,574	100.00	4.41

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前のものです。

② 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

	種目	金額（百万円）	構成比（％）	対前年増減(△)率（％）
前中間連結 会計期間 (自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	火災	57,505	11.97	△11.96
	海上	2,816	0.59	0.20
	傷害	55,955	11.65	△10.12
	自動車	240,399	50.05	△0.68
	自動車損害賠償責任	86,873	18.08	△7.19
	その他	36,794	7.66	△7.84
	計 (うち収入積立保険料)	480,345 (42,675)	100.00 (8.88)	△5.06 (△15.96)
当中間連結 会計期間 (自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	火災	59,108	12.33	2.79
	海上	2,634	0.55	△6.48
	傷害	55,502	11.57	△0.81
	自動車	236,645	49.35	△1.56
	自動車損害賠償責任	87,516	18.25	0.74
	その他	38,141	7.95	3.66
	計 (うち収入積立保険料)	479,548 (41,682)	100.00 (8.69)	△0.17 (△2.33)

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前のものです。

2. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。（積立保険の積立保険料を含む。）

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	前中間連結会計期間末（平成15年9月30日現在）		当中間連結会計期間末（平成16年9月30日現在）	
	金額（百万円）	対前年増減(△)率(%)	金額（百万円）	対前年増減(△)率(%)
個人保険	3,105,785	9.71	3,497,142	12.60
個人年金保険	96,188	12.92	120,109	24.87
団体保険	742,839	24.73	875,898	17.91
団体年金保険	653	46.34	622	△4.67

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前のものです。

2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

3. 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

② 新契約高

区分	前中間連結会計期間 （自平成15年4月1日至平成15年9月30日）			当中間連結会計期間 （自平成16年4月1日至平成16年9月30日）		
	新契約+転換による純増加 （百万円）			新契約+転換による純増加 （百万円）		
		新契約	転換による 純増加		新契約	転換による 純増加
個人保険	358,514	358,514	—	430,720	430,720	—
個人年金保険	8,558	8,558	—	17,444	17,444	—
団体保険	34,978	34,978	—	67,174	67,174	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前のものです。

2. 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)	対前期増減(△)額
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
保険引受収益	484,136	472,746	△11,389
保険引受費用	403,988	415,747	11,759
営業費及び一般管理費	66,961	65,106	△1,855
その他収支	67	△1,176	△1,243
保険引受利益 (△損失)	13,253	△9,284	△22,537

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期増減 (△)率 (%)	正味支払保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前中間会計 期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月 30日)	火災	39,440	9.41	0.80	16,808	7.56	44.74
	海上	2,500	0.60	0.79	2,159	0.97	90.08
	傷害	24,991	5.96	△5.27	8,546	3.85	39.18
	自動車	238,718	56.94	△2.57	125,566	56.48	57.16
	自動車損害 賠償責任	77,926	18.59	35.81	29,926	13.46	43.28
	その他	35,660	8.50	△22.91	39,298	17.68	115.53
	計	419,238	100.00	0.62	222,305	100.00	57.50
当中間会計 期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)	火災	41,788	10.04	5.95	16,886	7.33	42.35
	海上	2,571	0.62	2.83	1,258	0.55	50.94
	傷害	25,270	6.07	1.11	8,044	3.49	35.49
	自動車	231,437	55.59	△3.05	126,272	54.80	59.21
	自動車損害 賠償責任	78,574	18.87	0.83	40,240	17.47	56.08
	その他	36,708	8.81	2.94	37,702	16.36	106.64
	計	416,351	100.00	△0.69	230,404	100.00	59.62

(注) 正味損害率は、正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

(3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	698,187	769,084
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く）	292,314	303,509
価格変動準備金	1,828	2,920
異常危険準備金（地震保険危険準備金を含む）	229,460	240,856
一般貸倒引当金	3,292	1,673
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）の90%	113,410	151,667
土地の含み損益の85%	688	2,276
控除項目	12,530	12,530
その他	69,721	78,709
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	174,816	172,383
一般保険リスク (R ₁)	57,775	56,126
予定利率リスク (R ₂)	1,518	1,447
資産運用リスク (R ₃)	95,136	94,250
経営管理リスク (R ₄)	4,247	4,181
巨大災害リスク (R ₅)	57,963	57,258
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / [(B) × 1 / 2]] × 100	798.8%	892.3%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）（一般保険リスク）
 - ② 予定利率上の危険：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険（予定利率リスク）
 - ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの（経営管理リスク）
 - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災等）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

- ・「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の資本、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の改修の計画は次のとおりであります。

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	内容	投資予定金額		資金調達 方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社新宿ビル	東京都渋谷区	損害保険事業	改修工事	125	—	自己資金	平成16年8月	平成16年11月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

(注) 株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成16年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成16年12月22日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	756,201,411	756,201,411	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部） 札幌証券取引所	—
計	756,201,411	756,201,411	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日現在)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日現在)
新株予約権の数（個）	4,350（注）1.参照	同 左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,350,000（注）1.2.参照	同 左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個につき311,000（注）3.参照	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 311 資本組入額 156	同 左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職、会社都合退職等の場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使できないものとする。 ③ 新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は1個につき1,000株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または譲渡価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除きます。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日	—	756,201	—	100,005	—	44,081

(4) 【大株主の状況】

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	252,567	33.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	39,603	5.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	34,118	4.51
ザバンクオブニューヨーク トリーティージャスデック アカウント (常任代理人 株式会社東京三菱 銀行)	Global Custody, 32nd Floor One Wall Street, New York NY 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	33,334	4.41
あいおい損害保険従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿一丁目28-1	13,705	1.81
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(りそな信託銀行 再信託分・株式会社りそな銀行 退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	10,273	1.36
カストディアル トラスト カンパニー (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ)	101 Carnegie Center, Princeton, New Jersey 08540-6231 U.S.A. (東京都品川区東品川二丁目3-14)	9,159	1.21
ビービーエイチ メリルリンチ グローバル アロケーション ファンド (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	40 Water Street, Boston, MA 02109, U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目3-2)	8,998	1.19
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9-1	7,644	1.01
株式会社UFJ銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目21-24	6,488	0.86
計	—	415,892	55.00

(注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式が25,502千株あります。

2. 当社は、アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから平成16年9月7日付で提出された大量保有報告書により、平成16年8月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシー	38,000	5.03

3. 当社は、株式会社UFJ銀行から、同行が保有する当社株式 6,488千株は、当中間会計期間末現在で株式会社UFJエクイティインベストメントが実質的に保有している旨の報告を受けております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成16年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 25,502,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 725,877,000	725,877	—
単元未満株式	普通株式 4,822,411	—	—
発行済株式総数	756,201,411	—	—
総株主の議決権	—	725,877	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が73,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数73個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成16年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
あいおい損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比 寿一丁目28番1号	25,502,000	—	25,502,000	3.37
計	—	25,502,000	—	25,502,000	3.37

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。
なお、当該株式数は、①【発行済株式】の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	554	494	515	495	497	488
最低 (円)	476	418	455	435	434	422

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

前中間会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）及び当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）及び当中間会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		210,382	7.66	212,585	7.67	241,251	8.64
コールローン		1,000	0.04	1,000	0.04	1,000	0.04
買入金銭債権		10,272	0.37	13,898	0.50	10,389	0.37
金銭の信託		7,348	0.27	14,401	0.52	8,081	0.29
有価証券	※3	1,559,267	56.80	1,690,769	61.01	1,664,406	59.61
貸付金	※2 ※4	360,013	13.12	348,226	12.57	358,265	12.83
不動産及び動産	※1	184,250	6.71	159,530	5.76	171,705	6.15
その他資産		283,453	10.33	226,010	8.15	248,112	8.89
繰延税金資産		144,897	5.28	117,126	4.23	99,775	3.57
支払承諾見返		—	—	—	—	2,500	0.09
貸倒引当金		△15,808	△0.58	△12,409	△0.45	△13,492	△0.48
資産の部合計		2,745,077	100.00	2,771,138	100.00	2,791,994	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2,206,171	80.37	2,239,449	80.81	2,202,393	78.88
支払備金		(373,282)		(388,913)		(377,006)	
責任準備金等		(1,832,889)		(1,850,536)		(1,825,386)	
その他負債	※3	146,327	5.33	102,131	3.69	125,962	4.51
退職給付引当金		18,979	0.69	19,573	0.71	18,572	0.67
賞与引当金		4,411	0.16	4,217	0.15	4,421	0.16
特別法上の準備金		1,963	0.07	3,098	0.11	2,500	0.09
価格変動準備金		(1,963)		(3,098)		(2,500)	
支払承諾		—	—	—	—	2,500	0.09
負債の部合計		2,377,853	86.62	2,368,470	85.47	2,356,350	84.40
(少数株主持分)							
少数株主持分		34	0.00	61	0.00	46	0.00
(資本の部)							
資本金		100,005	3.64	100,005	3.61	100,005	3.58
資本剰余金		44,081	1.61	44,083	1.59	44,082	1.58
利益剰余金		143,317	5.22	157,835	5.69	159,067	5.70
その他有価証券評価差額 金		81,113	2.96	108,240	3.91	140,340	5.03
為替換算調整勘定		1,619	0.06	1,363	0.05	986	0.03
自己株式		△2,947	△0.11	△8,920	△0.32	△8,883	△0.32
資本の部合計		367,189	13.38	402,607	14.53	435,597	15.60
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		2,745,077	100.00	2,771,138	100.00	2,791,994	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益		534,466	100.00	528,899	100.00	1,073,059	100.00
保険引受収益		510,843	95.58	502,528	95.01	1,008,032	93.94
(うち正味収入保険料)		(422,402)		(422,079)		(843,552)	
(うち収入積立保険料)		(42,675)		(41,682)		(87,593)	
(うち積立保険料等運用益)		(10,602)		(10,360)		(21,069)	
(うち生命保険料)		(23,041)		(24,077)		(47,382)	
(うち支払備金戻入額)		(12,068)		(-)		(8,098)	
資産運用収益		22,244	4.16	25,691	4.86	63,077	5.88
(うち利息及び配当金収入)		(21,573)		(24,309)		(40,344)	
(うち金銭の信託運用益)		(-)		(32)		(2,553)	
(うち売買目的有価証券運用益)		(-)		(494)		(853)	
(うち有価証券売却益)		(7,075)		(10,984)		(36,725)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△10,602)		(△10,360)		(△21,069)	
その他経常収益		1,378	0.26	679	0.13	1,949	0.18
経常費用		511,333	95.67	522,219	98.74	1,030,087	96.00
保険引受費用		428,711	80.21	443,226	83.80	853,570	79.54
(うち正味支払保険金)		(225,622)		(235,574)		(467,340)	
(うち損害調査費)	※1	(18,993)		(17,850)		(37,796)	
(うち諸手数料及び集金費)	※1	(74,043)		(72,919)		(147,499)	
(うち満期返戻金)		(82,042)		(74,671)		(172,987)	
(うち生命保険金等)		(2,958)		(4,767)		(6,665)	
(うち支払備金繰入額)		(-)		(11,813)		(-)	
(うち責任準備金等繰入額)		(18,441)		(25,290)		(10,386)	
資産運用費用		6,054	1.13	4,349	0.82	17,442	1.63
(うち金銭の信託運用損)		(-)		(178)		(3)	
(うち有価証券売却損)		(4,462)		(1,725)		(15,874)	
(うち有価証券評価損)		(1,137)		(1,347)		(942)	
営業費及び一般管理費	※1	75,648	14.16	73,863	13.97	154,903	14.44
その他経常費用		917	0.17	778	0.15	4,171	0.39
(うち支払利息)		(-)		(23)		(328)	
経常利益		23,133	4.33	6,680	1.26	42,971	4.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別損益の部							
特別利益	※2	546	0.10	9,677	1.83	18,867	1.76
特別損失		2,425	0.45	9,558	1.81	14,127	1.31
特別法上の準備金繰入額		(623)		(597)		(1,160)	
価格変動準備金		((623))		((597))		((1,160))	
その他	※3	(1,801)		(8,961)		(12,966)	
税金等調整前中間(当期)純利益		21,254	3.98	6,799	1.28	47,711	4.45
法人税及び住民税等		2,615	0.49	1,348	0.25	1,633	0.15
法人税等調整額		5,005	0.94	775	0.15	16,682	1.56
少数株主利益		23	0.00	13	0.00	36	0.00
中間(当期)純利益		13,608	2.55	4,661	0.88	29,359	2.74

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		44,081	44,082	44,081
資本剰余金増加高		—	1	0
自己株式処分差益		(—)	(1)	(0)
資本剰余金中間期末 (期末) 残高		44,081	44,083	44,082
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		134,930	159,067	134,930
利益剰余金増加高		13,608	4,661	29,359
中間 (当期) 純利益		(13,608)	(4,661)	(29,359)
利益剰余金減少高		5,221	5,894	5,221
配当金		(5,221)	(5,846)	(5,221)
役員賞与		(—)	(48)	(—)
自己株式処分差損		(0)	(—)	(—)
利益剰余金中間期末 (期末) 残高		143,317	157,835	159,067

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		21,254	6,799	47,711
減価償却費		6,350	5,947	12,482
減損損失		—	8,439	—
支払備金の増加額		△12,068	11,813	△7,581
責任準備金等の増加額		18,441	25,290	11,035
貸倒引当金の増加額		△649	△1,118	△2,927
退職給付引当金の増加額		1,066	1,000	659
賞与引当金の増加額		△833	△204	△823
価格変動準備金の増加額		623	597	1,160
利息及び配当金収入		△21,573	△24,309	△40,344
有価証券関係損益(△)		△2,397	△8,412	△20,999
支払利息		23	23	328
為替差損益(△)		117	△11	40
不動産動産関係損益(△)		1,553	281	6,704
持分法による投資損益(△)		△6	2	△11
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		18,734	12,696	32,819
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△20,034	△23,672	△3,730
その他		△3,595	1,228	△4,600
小計		7,004	16,391	31,922
利息及び配当金の受取額		22,933	27,072	44,261
利息の支払額		△23	△23	△328
法人税等の支払額		△2,183	△1,550	△2,585
営業活動によるキャッシュ・フロー		27,730	41,890	73,270

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		755	304	1,326
買入金銭債権の取得による支出		—	△5,350	△2,000
買入金銭債権の売却・償還による収入		2,346	1,919	3,764
金銭の信託の増加による支出		△4,000	△6,995	△10,000
金銭の信託の減少による収入		10,200	—	16,187
有価証券の取得による支出		△327,693	△344,995	△671,699
有価証券の売却・償還による収入		327,666	285,223	662,462
貸付けによる支出		△44,312	△38,548	△87,363
貸付金の回収による収入		52,979	48,497	97,522
その他		6,915	△2,911	6,539
II①小計 (I + II①)		24,859 (52,589)	△62,856 (△20,966)	16,738 (90,009)
不動産及び動産の取得による支出		△5,634	△2,592	△11,763
不動産及び動産の売却による収入		561	855	8,256
その他		△2,113	△537	△3,446
投資活動によるキャッシュ・フロー		17,673	△65,131	9,785
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		△11	△35	△5,946
配当金の支払額		△5,221	△5,846	△5,221
その他		△19	△33	△40
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5,252	△5,915	△11,208
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		230	767	1
V. 現金及び現金同等物の増加額		40,381	△28,389	71,848
VI. 現金及び現金同等物期首残高		166,246	238,094	166,246
VII. 現金及び現金同等物中間期末(期末)残高	※1	206,627	209,704	238,094

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 4 社 会社名 あいおい生命保険(株) Aioi Insurance Company of Europe Ltd. Aioi Insurance Management Ltd. Toyota Insurance Management Ltd.</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の 名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査(株) 非連結子会社は、その 総資産、経常収益、中間 純損益のうち持分に見合 う額及び利益剰余金等の うち持分に見合う額等か らみて、企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性の乏しい 会社であるため、連結の 範囲から除いております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の 名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査(株) 非連結子会社は、その 総資産、経常収益、当期 純損益のうち持分に見合 う額及び利益剰余金等の うち持分に見合う額等か らみて、企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性の乏しい 会社であるため、連結の 範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 数 1 社 会社名 Watershed Claims Services Ltd.</p> <p>(2) 持分法を適用していな い非連結子会社及び関連 会社(Bangkok Chayoratn Co., Ltd. 他) について は、それぞれ中間連結純 損益及び連結利益剰余金 等に及ぼす影響が軽微で あり、かつ、全体として も重要性がないため、持 分法の適用から除いてお ります。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 持分法を適用していな い非連結子会社及び関連 会社(Bangkok Chayoratn Co., Ltd. 他) について は、それぞれ当期連結純 損益及び連結利益剰余金 等に及ぼす影響が軽微で あり、かつ、全体として も重要性がないため、持 分法の適用から除いてお ります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3. 連結子会社の中間 決算日（決算日）等 に関する事項	<p>(3) 持分法適用会社は、中間決算日が中間連結決算日と異なりますが、当該会社の中間会計期間に係る財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社4社のうちあいおい生命保険㈱の中間決算日は9月30日、その他の連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ではありますが、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(3) 同 左</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社4社のうちあいおい生命保険㈱の決算日は3月31日、その他の連結子会社の決算日はいずれも12月31日ではありますが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>親会社及びあいおい生命保険㈱の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券の評価は、時価法によるしております。</p> <p>なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）によるしております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>⑥ あいおい生命保険㈱は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。</p> <p>責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p>	<p>③ 同 左</p> <p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ あいおい生命保険㈱は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。</p> <p>責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p>	<p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>④ 同 左</p> <p>⑤ 同 左</p> <p>⑥ あいおい生命保険㈱は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。</p> <p>責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、一時払養老区分以外の保険契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは8.1年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは6.1年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.9年となっております。</p>	<p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、一時払養老区分以外の保険契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.6年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.5年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.9年となっております。</p>	<p>資産・負債のデュレーションを一致させ、金利変動リスクを回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分（無配当個人保険、有配当個人保険、個人年金保険、一時払養老保険）を設定しております。また、資産運用方針については各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させることとしており、定期的にこれらのデュレーションが一定幅の中で対応していることを検証しております。</p> <p>責任準備金対応債券のうち、一時払養老区分以外の保険契約については、今後20年以内に生ずる保険関係収支を展開し、上記委員会報告第21号の別紙の方法（将来における一定期間内の保険収支に基づくデュレーションを勘案した方法）によりデュレーション・マッチングを行い、金利変動リスクを管理しております。その結果、各小区分のデュレーションの平均値は、保険金・経費等保険関係支出のデュレーションは7.8年、保険料等の保険関係収入のデュレーションは5.5年である一方、責任準備金対応債券のデュレーションは11.9年となっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>一時払養老区分の保険契約については、全ての保険関係収支を展開し、デュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>Aioi Insurance Company of Europe Ltd.の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>その他有価証券の評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は所在地国の会計基準に基づき損益計上処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産の減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険㈱の保有する不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>② ソフトウェアの減価償却の方法 親会社及びあいおい生命保険㈱の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>一時払養老区分の保険契約については、全ての保険関係収支を展開し、デュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>同 左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産の減価償却の方法 同 左</p> <p>② ソフトウェアの減価償却の方法 同 左</p>	<p>一時払養老区分の保険契約については、全ての保険関係収支を展開し、デュレーション・マッチングを行っております。</p> <p>Aioi Insurance Company of Europe Ltd.の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>その他有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は所在地国の会計基準に基づき損益計上処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 不動産及び動産の減価償却の方法 同 左</p> <p>② ソフトウェアの減価償却の方法 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>親会社及びあいおい生命保険㈱は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び資産監査部門が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p> <p>Aioi Insurance Company of Europe Ltd. は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 親会社及びあいおい生命保険㈱は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>② 退職給付引当金 親会社及びあいおい生命保険㈱は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(追加情報) 親会社において、従業員の平均残存勤務期間の短縮に伴い、当中間連結会計期間より数理計算上の差異の費用処理年数を15年から12年に変更しております。</p>	<p>② 退職給付引当金 親会社及びあいおい生命保険㈱は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>③ 賞与引当金 親会社及びあいおい生命保険㈱は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>④ 価格変動準備金 親会社及びあいおい生命保険㈱は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 親会社及びあいおい生命保険㈱の消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>なお、この変更に伴い、従来の処理年数によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は182百万円減少しております。</p> <p>③ 賞与引当金 同 左</p> <p>④ 価格変動準備金 同 左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同 左</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p>	<p>③ 賞与引当金 同 左</p> <p>④ 価格変動準備金 同 左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 親会社及びあいおい生命保険㈱におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ方針 親会社では、債券の購入に際し、当該資産及び資産から発生するキャッシュ・フローに内在する市場リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を用いております。</p> <p>② ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ会計の方法及びヘッジの有効性評価の方法 親会社が、現在行っているヘッジの手段、対象及び会計処理は、次のとおりであります。</p> <p><u>ヘッジ手段</u> <u>ヘッジ対象</u> 金利スワップ 円貨建債券 通貨スワップ 外貨建債券</p> <p><u>ヘッジ会計の方法</u> 特例処理 振当処理</p> <p>ヘッジ会計の方法として特例処理及び振当処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>—————</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ方針 親会社では、債券の購入に際し、当該資産及び資産から発生するキャッシュ・フローに内在する市場リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を用いております。</p> <p>② ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ会計の方法及びヘッジの有効性評価の方法 親会社が、現在行っているヘッジの手段、対象及び会計処理は、次のとおりであります。</p> <p><u>ヘッジ手段</u> <u>ヘッジ対象</u> 金利スワップ 円貨建債券</p> <p><u>ヘッジ会計の方法</u> 特例処理</p> <p>ヘッジ会計の方法として特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>(9) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る法人税及び住民税等並びに法人税等調整額は、親会社が当連結会計年度において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金の積立並びに圧縮特別勘定積立金、圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(8) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る法人税及び住民税等並びに法人税等調整額は、親会社が当連結会計年度において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>同 左</p>	<p>—————</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号 平成15年10月31日)が平成 16年3月31日に終了する連結会計年 度に係る連結財務諸表から適用でき ることになったことに伴い、当中間 連結会計期間から同会計基準及び同 適用指針を適用しております。この 結果、従来の方法によった場合に比 べ、税金等調整前中間純利益は8,439 百万円減少しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
<p>当中間連結会計期間から、保険業法施行規則の改正により中間連結貸借対照表の様式を改訂し、資本の部の小計金額の表示を廃止しております。</p>	<p>当中間連結会計期間から保険業法施行規則の改正により中間連結損益計算書の様式を改訂しておりますが、その主な内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「資産運用収益」の内訳として「金銭の信託運用益」及び「売買目的有価証券運用益」を表示しております。 なお、前中間連結会計期間の「金銭の信託運用益」は1,367百万円であります。 2. 「資産運用費用」の内訳として「金銭の信託運用損」を表示しております。 3. 「その他経常費用」の内訳として「支払利息」を表示しております。 なお、前中間連結会計期間の「支払利息」は23百万円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年 9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年 3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は188,730百万円、圧縮記帳額は9,731百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は421百万円、延滞債権額は20,185百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は796百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は175,421百万円、圧縮記帳額は8,258百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は269百万円、延滞債権額は21,764百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は839百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は171,679百万円、圧縮記帳額は8,260百万円であります。</p> <p>※2.</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は198百万円、延滞債権額は18,353百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は656百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,116百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は25,520百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券60,744百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金137百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,220百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,950百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は27,823百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券58,856百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金83百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,878百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は5,643百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は24,852百万円であります。</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券64,325百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金117百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,428百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																							
<p>※1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 68,050百万円 給与 35,038百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 70,203百万円 給与 35,060百万円</p> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益には、親会社におけるフォートレス・リー関連訴訟の和解金8,567百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失のその他には、減損損失8,439百万円を含んでおります。</p> <p>なお、減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業用資産は、全体で1つの資産グループとしております。ただし、賃貸用資産及び遊休資産等については、物件ごとに収支把握可能であるため、個々に独立した資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳</p> <table border="1" data-bbox="592 1399 1000 1640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地 (百万円)</th> <th>建物 (百万円)</th> <th>計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>新潟市等全25箇所</td> <td>4,799</td> <td>3,265</td> <td>8,065</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>九十九里町等全13箇所</td> <td>215</td> <td>159</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>5,014</td> <td>3,424</td> <td>8,439</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 多数の資産グループにおいて減損損失が発生していることから、表示を明瞭にするため、主たる用途ごとに集約して記載しております。</p>	用途	場所	減損損失			土地 (百万円)	建物 (百万円)	計 (百万円)	賃貸用資産	新潟市等全25箇所	4,799	3,265	8,065	遊休資産等	九十九里町等全13箇所	215	159	374	計		5,014	3,424	8,439	<p>※1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 141,214百万円 給与 75,013百万円</p> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 特別利益には、親会社においてフォートレス・リー関連訴訟の和解金の一部として受け取った13,498百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失のその他には、不動産動産処分損8,919百万円を含んでおります。</p>
用途	場所			減損損失																					
		土地 (百万円)	建物 (百万円)	計 (百万円)																					
賃貸用資産	新潟市等全25箇所	4,799	3,265	8,065																					
遊休資産等	九十九里町等全13箇所	215	159	374																					
計		5,014	3,424	8,439																					

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 貸貸用資産グループ及び遊休資産等グループの一部について、資産の時価の著しい下落等が生じたため、減損損失を認識いたしました。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額の算定にあたっては、貸貸用資産については正味売却価額又は使用価値を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値の算定にあたっての割引率は、6.0%～15.0%を使用しております。</p>	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>210,382</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△32</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△4,722</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>206,627</td></tr> </table> <p>2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	210,382	コールローン	1,000	当座借越	△32	預入期間が3カ月を超える定期預金	△4,722	現金及び現金同等物	206,627	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>212,585</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△32</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△3,847</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>209,704</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	212,585	コールローン	1,000	当座借越	△32	預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,847	現金及び現金同等物	209,704	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>241,251</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>当座借越</td><td>△5</td></tr> <tr><td>預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td>△4,151</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>238,094</td></tr> </table> <p>2. 同 左</p>	現金及び預貯金	241,251	コールローン	1,000	当座借越	△5	預入期間が3カ月を超える定期預金	△4,151	現金及び現金同等物	238,094
現金及び預貯金	210,382																															
コールローン	1,000																															
当座借越	△32																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△4,722																															
現金及び現金同等物	206,627																															
現金及び預貯金	212,585																															
コールローン	1,000																															
当座借越	△32																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△3,847																															
現金及び現金同等物	209,704																															
現金及び預貯金	241,251																															
コールローン	1,000																															
当座借越	△5																															
預入期間が3カ月を超える定期預金	△4,151																															
現金及び現金同等物	238,094																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																																						
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>746</td> <td>565</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>764</td> <td>566</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>110百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>197百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>88百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	746	565	181	その他	18	1	16	合計	764	566	197	1年内	86百万円	1年超	110百万円	合計	197百万円	支払リース料	88百万円	減価償却費相当額	88百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>390</td> <td>313</td> <td>—</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>408</td> <td>318</td> <td>—</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高</p> <p>同 左</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	390	313	—	76	その他	18	5	—	12	合計	408	318	—	89	1年内	53百万円	1年超	36百万円	合計	89百万円	支払リース料	51百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	51百万円	減損損失	—百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>477</td> <td>344</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>495</td> <td>347</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>156百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	477	344	132	その他	18	3	14	合計	495	347	147	1年内	88百万円	1年超	58百万円	合計	147百万円	支払リース料	156百万円	減価償却費相当額	156百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																					
動産	746	565	181																																																																																					
その他	18	1	16																																																																																					
合計	764	566	197																																																																																					
1年内	86百万円																																																																																							
1年超	110百万円																																																																																							
合計	197百万円																																																																																							
支払リース料	88百万円																																																																																							
減価償却費相当額	88百万円																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																				
動産	390	313	—	76																																																																																				
その他	18	5	—	12																																																																																				
合計	408	318	—	89																																																																																				
1年内	53百万円																																																																																							
1年超	36百万円																																																																																							
合計	89百万円																																																																																							
支払リース料	51百万円																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																																																							
減価償却費相当額	51百万円																																																																																							
減損損失	—百万円																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																					
動産	477	344	132																																																																																					
その他	18	3	14																																																																																					
合計	495	347	147																																																																																					
1年内	88百万円																																																																																							
1年超	58百万円																																																																																							
合計	147百万円																																																																																							
支払リース料	156百万円																																																																																							
減価償却費相当額	156百万円																																																																																							

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 204百万円 1年超 542百万円 合 計 747百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 188百万円 1年超 351百万円 合 計 539百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 197百万円 1年超 438百万円 合 計 635百万円

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	206	252	46	—	—	—	206	251	44
外国証券	1,070	1,120	49	—	—	—	—	—	—
合計	1,277	1,373	95	—	—	—	206	251	44

2. 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	145,050	148,840	3,789	173,240	176,332	3,091	158,047	161,901	3,853
外国証券	799	842	43	799	852	53	799	850	51
合計	145,850	149,683	3,832	174,040	177,185	3,145	158,847	162,751	3,904

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	差 額 (百万円)
公社債	447,971	450,665	2,694	604,517	607,001	2,484	542,059	546,016	3,957
株式	351,709	492,203	140,494	284,814	457,757	172,943	287,750	512,542	224,792
外国証券	365,223	348,786	△16,437	325,423	317,905	△7,518	322,255	307,196	△15,058
その他	48,285	48,454	169	55,666	57,123	1,456	53,971	59,872	5,901
合計	1,213,189	1,340,110	126,920	1,270,422	1,439,788	169,366	1,206,036	1,425,628	219,592

(注)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている小口債権信託受益権等を「その他」に含めております。	中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権等を「その他」に含めております。

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 4,200百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 2,771百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 3,475百万円
(2) その他有価証券 公社債 300百万円 株式 19,711百万円 外国証券 7,000百万円 その他 5,112百万円	(2) その他有価証券 公社債 200百万円 株式 16,727百万円 外国証券 7,000百万円 その他 4,394百万円	(2) その他有価証券 公社債 200百万円 株式 17,539百万円 外国証券 7,000百万円 その他 4,097百万円

(注)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている小口債権信託受益権等を「その他」に含めております。	同 左	連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている小口債権信託受益権等を「その他」に含めております。

5. その他有価証券の減損

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
親会社において、その他有価証券について1,137百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落したもの全てと下落幅が30%以上50%未満であるもののうち回復可能性のないものを対象としております。	親会社において、その他有価証券について1,347百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。	親会社及びあいおい生命保険㈱において、その他有価証券について911百万円の減損処理を行っております。 なお、その他有価証券の減損処理にあたって、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したもの全てを対象としております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
金銭の信託は、全て運用目的であります。	同 左	同 左

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	23,981	22,651	1,329	17,473	18,476	△1,003	20,049	20,062	△12
	買建	77,920	73,860	△4,059	80,156	81,236	1,080	71,481	70,183	△1,297
金利	金利スワップ取引	56,200	518	518	30,500	302	302	26,400	386	386
株式	株価指数先物取引									
	売建	8,157	7,892	264	—	—	—	—	—	—
	株価指数先物オプション取引									
	売建	36,489 (488)	582	△93	—	—	—	—	—	—
債券	債券先物取引									
	売建	1,042	1,061	△18	20,565	20,665	△99	—	—	—
	買建	12,141	12,274	133	3,037	3,042	5	—	—	—
	債券店頭オプション取引									
	売建	11,928 (46)	70	△24	—	—	—	6,011 (14)	—	14
	買建	11,928 (60)	13	△47	—	—	—	6,011 (20)	62	42
その他	クレジットデリバティブ取引									
	売建	27,000	329	329	—	—	—	—	—	—
	天候デリバティブ取引									
	売建	—	—	—	15 (0)	0	0	—	—	—
	買建	—	—	—	15 (0)	0	△0	—	—	—
合計		—	—	△1,667	—	—	284	—	—	△868

(注)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日現在)
<p>1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。</p> <p>2. 「契約額等」の下段 () 書きの金額は、契約時のオプション料であります。</p>	<p>「契約額等」の下段 () 書きの金額は、契約時のオプション料であります。</p>	<p>1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。</p> <p>2. 「契約額等」の下段 () 書きの金額は、契約時のオプション料であります。</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

前連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 492.24円 1株当たり中間純利益 18.24円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、希薄化効果 を有している潜在株式が存在しない ため記載しておりません。	1株当たり純資産額 550.98円 1株当たり中間純利益 6.37円 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 6.36円	1株当たり純資産額 596.01円 1株当たり当期純利益 39.67円 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 39.64円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (百万円)	13,608	4,661	29,359
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	48
(うち利益処分による役 員賞与金)(百万円)	(—)	(—)	(48)
普通株式に係る中間(当 期)純利益(百万円)	13,608	4,661	29,311
普通株式の期中平均株 式数(株)	745,967,746	730,737,242	738,760,220
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整 額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,503,876	608,202
(うち新株予約権) (株)	(—)	(1,503,876)	(608,202)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株 式の概要	平成11年6月29日定時株 主総会決議ストックオブ ション (自己株式譲渡方式) 普通株式 389,700株 平成15年6月27日定時株 主総会決議新株予約権 新株予約権 4,350個	—	平成11年6月29日定時株 主総会決議ストックオブ ション (自己株式譲渡方式) 普通株式 389,700株

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		199,012	7.74	176,201	6.87	211,626	8.15
コールローン		1,000	0.04	1,000	0.04	1,000	0.04
買入金銭債権		10,272	0.40	13,898	0.54	10,389	0.40
金銭の信託		7,348	0.29	14,401	0.56	8,081	0.31
有価証券	※3	1,418,411	55.19	1,537,505	59.96	1,518,548	58.45
貸付金	※4 ※5	355,115	13.82	342,656	13.36	352,977	13.59
不動産及び動産	※1	183,818	7.15	159,105	6.21	171,275	6.59
その他資産	※2	265,331	10.32	214,618	8.37	234,647	9.03
繰延税金資産		144,361	5.62	116,516	4.54	99,264	3.82
支払承諾見返		—	—	—	—	2,500	0.10
貸倒引当金		△14,675	△0.57	△11,501	△0.45	△12,419	△0.48
資産の部合計		2,569,995	100.00	2,564,401	100.00	2,597,891	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2,036,722	79.25	2,029,611	79.15	2,006,191	77.22
支払備金	※6	(357,491)		(363,459)		(350,049)	
責任準備金	※7	(1,679,231)		(1,666,152)		(1,656,142)	
その他負債	※3	132,821	5.17	94,184	3.67	117,318	4.52
退職給付引当金		18,899	0.73	19,478	0.76	18,483	0.71
賞与引当金		4,263	0.17	4,049	0.16	4,232	0.16
特別法上の準備金		1,828	0.07	2,920	0.11	2,344	0.09
価格変動準備金		(1,828)		(2,920)		(2,344)	
支払承諾		—	—	—	—	2,500	0.10
負債の部合計		2,194,536	85.39	2,150,244	83.85	2,151,070	82.80
(資本の部)							
資本金		100,005	3.89	100,005	3.90	100,005	3.85
資本剰余金		44,081	1.72	44,083	1.72	44,082	1.70
資本準備金		(44,081)		(44,081)		(44,081)	
その他資本剰余金		(—)		(1)		(0)	
(自己株式処分差益)		((—))		((1))		((0))	
利益剰余金		153,785	5.98	171,288	6.68	172,053	6.62
利益準備金		(27,158)		(28,358)		(27,158)	
任意積立金		(110,129)		(126,045)		(110,129)	
中間(当期)未処分利益		(16,498)		(16,885)		(34,766)	
その他有価証券評価差額金		80,534	3.13	107,700	4.20	139,563	5.37
自己株式		△2,947	△0.11	△8,920	△0.35	△8,883	△0.34
資本の部合計		375,459	14.61	414,157	16.15	446,820	17.20
負債及び資本の部合計		2,569,995	100.00	2,564,401	100.00	2,597,891	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常損益の部							
経常収益		504,327	100.00	496,574	100.00	1,045,025	100.00
保険引受収益		484,136	96.00	472,746	95.20	985,567	94.31
(うち正味収入保険料)	※1	(419,238)		(416,351)		(836,596)	
(うち収入積立保険料)		(42,675)		(41,682)		(87,593)	
(うち積立保険料等運用益)		(10,602)		(10,360)		(21,069)	
(うち支払備金戻入額)		(11,619)		(—)		(19,578)	
(うち責任準備金戻入額)		(—)		(—)		(20,728)	
資産運用収益		19,075	3.78	22,894	4.61	57,135	5.47
(うち利息及び配当金収入)	※4	(19,140)		(21,579)		(35,552)	
(うち金銭の信託運用益)		(—)		(32)		(2,553)	
(うち売買目的有価証券運用益)		(—)		(494)		(853)	
(うち有価証券売却益)		(7,065)		(10,972)		(36,085)	
(うち積立保険料等運用益振替)		(△10,602)		(△10,360)		(△21,069)	
その他経常収益		1,115	0.22	932	0.19	2,322	0.22
経常費用		481,242	95.42	489,348	98.54	999,701	95.66
保険引受費用		403,988	80.10	415,747	83.72	833,520	79.76
(うち正味支払保険金)	※2	(222,305)		(230,404)		(471,486)	
(うち損害調査費)		(18,756)		(17,810)		(37,183)	
(うち諸手数料及び集金費)	※3	(71,100)		(69,152)		(141,255)	
(うち満期返戻金)		(82,042)		(74,671)		(172,987)	
(うち支払備金繰入額)		(—)		(13,410)		(—)	
(うち責任準備金繰入額)		(3,009)		(10,010)		(—)	
資産運用費用		4,999	0.99	3,673	0.74	15,555	1.49
(うち金銭の信託運用損)		(—)		(178)		(3)	
(うち有価証券売却損)		(3,547)		(1,049)		(14,047)	
(うち有価証券評価損)		(1,137)		(1,347)		(926)	
営業費及び一般管理費		71,367	14.15	69,233	13.94	146,527	14.02
その他経常費用		886	0.18	692	0.14	4,098	0.39
(うち支払利息)		(—)		(1)		(328)	
経常利益		23,084	4.58	7,225	1.46	45,324	4.34

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別損益の部							
特別利益	※ 5	754	0.15	9,477	1.90	19,053	1.82
特別損失		2,395	0.48	9,536	1.92	14,075	1.35
特別法上の準備金繰入額		(605)		(576)		(1,121)	
価格変動準備金		((605))		((576))		((1,121))	
その他	※ 6	(1,789)		(8,960)		(12,954)	
税引前中間(当期)純利益		21,444	4.25	7,166	1.44	50,301	4.81
法人税及び住民税		2,723	0.54	1,297	0.26	1,548	0.15
法人税等調整額		9,667	1.91	740	0.15	21,431	2.05
中間(当期)純利益		9,054	1.80	5,128	1.03	27,322	2.61
前期繰越利益		7,444		11,756		7,444	
自己株式処分差損		0		—		—	
中間(当期)未処分利益		16,498		16,885		34,766	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(6) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>4. ソフトウェアの減価償却の方法 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 同 左</p> <p>4. ソフトウェアの減価償却の方法 同 左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 同 左</p> <p>4. ソフトウェアの減価償却の方法 同 左</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び金融資産監査室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(4) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (追加情報) 従業員の平均残存勤務期間の短縮に伴い、当中間会計期間より数理計算上の差異の費用処理年数を15年から12年に変更しております。 なお、この変更に伴い、従来の処理年数によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は182百万円減少しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 価格変動準備金 同 左</p> <p>6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>7. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ方針 当社は、債券の購入に際し、当該資産及び資産から発生するキャッシュ・フローに内在する市場リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を用いております。 (2) ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ会計の方法及びヘッジの有効性評価の方法 当社が、現在行っているヘッジの手段、対象及び会計処理は、次のとおりであります。 ヘッジ手段 ヘッジ対象 金利スワップ 円貨建債券 通貨スワップ 外貨建債券 <u>ヘッジ会計の方法</u> 特例処理 振当処理 ヘッジ会計の方法として特例処理及び振当処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>	<p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>8. リース取引の処理方法 同 左</p> <hr/>	<p>7. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>8. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>9. ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ方針 当社は、債券の購入に際し、当該資産及び資産から発生するキャッシュ・フローに内在する市場リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を用いております。 (2) ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ会計の方法及びヘッジの有効性評価の方法 当社が、現在行っているヘッジの手段、対象及び会計処理は、次のとおりであります。 ヘッジ手段 ヘッジ対象 金利スワップ 円貨建債券 <u>ヘッジ会計の方法</u> 特例処理 ヘッジ会計の方法として特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>10. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金の積立並びに圧縮特別勘定積立金、圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮記帳積立金及び特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>—————</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号 平成15年10月31日)が平成 16年3月31日に終了する事業年度に 係る財務諸表から適用できること になったことに伴い、当中間会計期 間から同会計基準及び同適用指針を 適用しております。この結果、従来 の方法によった場合に比べ、税引前 中間純利益は8,439百万円減少して おります。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表) 当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中 間貸借対照表の様式を改訂し、「その他資本剰余金」の 内訳として「自己株式処分差益」を表示しております。</p> <p>(中間損益計算書) 当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中 間損益計算書の様式を改訂しておりますが、その主な内 容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「資産運用収益」の内訳として「金銭の信託運用 益」及び「売買目的有価証券運用益」を表示して おります。 なお、前中間会計期間の「金銭の信託運用益」は 1,367百万円であります。 2. 「資産運用費用」の内訳として「金銭の信託運用 損」を表示しております。 3. 「その他経常費用」の内訳として「支払利息」を 表示しております。 なお、前中間会計期間の「支払利息」は23百万円 であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前事業年度末 (平成16年3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は187,972百万円、圧縮記帳額は9,731百万円であります。</p> <p>※2. 収益に係る消費税等と、費用及び資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等は、相殺したうえ、その他資産に計上しております。資産に係る消費税等のうち控除対象外消費税等の未償却残高については、その他資産に計上しております。</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券60,273百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金137百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は379百万円、延滞債権額は20,093百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は174,770百万円、圧縮記帳額は8,258百万円であります。</p> <p>※2. 同 左</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券58,425百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金83百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は227百万円、延滞債権額は21,693百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は171,085百万円、圧縮記帳額は8,260百万円であります。</p> <p>—————</p> <p>※3. 担保に供している資産は有価証券63,891百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金117百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。</p> <p>※4. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は158百万円、延滞債権額は18,314百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前事業年度末 (平成16年3月31日現在)										
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は763百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,941百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は25,177百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は723百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は4,887百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は27,532百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は642百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は5,512百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は24,627百万円であります。</p>										
<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,220百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>	<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,878百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p> <p>※6. 支払備金の内訳 (単位 百万円)</p> <table border="0" data-bbox="635 1611 997 1891"> <tr> <td>支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）</td> <td>365,216</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td>35,192</td> </tr> <tr> <td>差引（イ）</td> <td>330,024</td> </tr> <tr> <td>地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）</td> <td>33,434</td> </tr> <tr> <td>計（イ+ロ）</td> <td>363,459</td> </tr> </table>	支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	365,216	同上にかかる出再支払備金	35,192	差引（イ）	330,024	地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	33,434	計（イ+ロ）	363,459	<p>※5. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は8,428百万円であります。</p> <p>なお、貸付金に係るコミットメント契約とは、借手から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸し付けることを約した契約であります。</p>
支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	365,216											
同上にかかる出再支払備金	35,192											
差引（イ）	330,024											
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	33,434											
計（イ+ロ）	363,459											

前中間会計期間末 (平成15年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)	前事業年度末 (平成16年3月31日現在)
—	※7. 責任準備金の内訳 (単位 百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 503,047 同上にかかる出再責任 準備金 17,529 <hr/> 差引(イ) 485,517 その他の責任準備金 (ロ) 1,180,635 <hr/> 計(イ+ロ) 1,666,152	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																				
	<p>※1. 正味収入保険料の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>収入保険料</td> <td>504,823百万円</td> </tr> <tr> <td>支払再保険料</td> <td>88,471百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>416,351百万円</u></td> </tr> </table> <p>※2. 正味支払保険金の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>支払保険金</td> <td>294,744百万円</td> </tr> <tr> <td>回収再保険金</td> <td>64,339百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>230,404百万円</u></td> </tr> </table> <p>※3. 諸手数料及び集金費の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>支払諸手数料及び 集金費</td> <td>72,991百万円</td> </tr> <tr> <td>出再保険手数料</td> <td>3,839百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>69,152百万円</u></td> </tr> </table> <p>※4. 利息及び配当金収入の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>預貯金利息</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン利息</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権利息</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券利息・配 当金</td> <td>15,202百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>3,276百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産賃貸料</td> <td>2,770百万円</td> </tr> <tr> <td>その他利息・配 当金</td> <td>233百万円</td> </tr> <tr> <td><u>計</u></td> <td><u>21,579百万円</u></td> </tr> </table> <p>※5. 特別利益には、フォートレス・ リー関連訴訟の和解金8,567百万 円を含んでおります。</p>	収入保険料	504,823百万円	支払再保険料	88,471百万円	<u>差引</u>	<u>416,351百万円</u>	支払保険金	294,744百万円	回収再保険金	64,339百万円	<u>差引</u>	<u>230,404百万円</u>	支払諸手数料及び 集金費	72,991百万円	出再保険手数料	3,839百万円	<u>差引</u>	<u>69,152百万円</u>	預貯金利息	41百万円	コールローン利息	0百万円	買入金銭債権利息	54百万円	有価証券利息・配 当金	15,202百万円	貸付金利息	3,276百万円	不動産賃貸料	2,770百万円	その他利息・配 当金	233百万円	<u>計</u>	<u>21,579百万円</u>	<p>※1. 正味収入保険料の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>収入保険料</td> <td>1,015,976百万円</td> </tr> <tr> <td>支払再保険料</td> <td>179,379百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>836,596百万円</u></td> </tr> </table> <p>※2. 正味支払保険金の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>支払保険金</td> <td>612,916百万円</td> </tr> <tr> <td>回収再保険金</td> <td>141,430百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>471,486百万円</u></td> </tr> </table> <p>※3. 諸手数料及び集金費の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>支払諸手数料及び 集金費</td> <td>149,554百万円</td> </tr> <tr> <td>出再保険手数料</td> <td>8,299百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引</u></td> <td><u>141,255百万円</u></td> </tr> </table> <p>※4. 利息及び配当金収入の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>預貯金利息</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン利息</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権利息</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券利息・配 当金</td> <td>22,442百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>6,859百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産賃貸料</td> <td>5,748百万円</td> </tr> <tr> <td>その他利息・配 当金</td> <td>364百万円</td> </tr> <tr> <td><u>計</u></td> <td><u>35,552百万円</u></td> </tr> </table> <p>※5. 特別利益には、フォートレス・ リー関連訴訟の和解金の一部とし て受け取った13,498百万円を含ん でおります。</p>	収入保険料	1,015,976百万円	支払再保険料	179,379百万円	<u>差引</u>	<u>836,596百万円</u>	支払保険金	612,916百万円	回収再保険金	141,430百万円	<u>差引</u>	<u>471,486百万円</u>	支払諸手数料及び 集金費	149,554百万円	出再保険手数料	8,299百万円	<u>差引</u>	<u>141,255百万円</u>	預貯金利息	69百万円	コールローン利息	0百万円	買入金銭債権利息	68百万円	有価証券利息・配 当金	22,442百万円	貸付金利息	6,859百万円	不動産賃貸料	5,748百万円	その他利息・配 当金	364百万円	<u>計</u>	<u>35,552百万円</u>
収入保険料	504,823百万円																																																																					
支払再保険料	88,471百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>416,351百万円</u>																																																																					
支払保険金	294,744百万円																																																																					
回収再保険金	64,339百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>230,404百万円</u>																																																																					
支払諸手数料及び 集金費	72,991百万円																																																																					
出再保険手数料	3,839百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>69,152百万円</u>																																																																					
預貯金利息	41百万円																																																																					
コールローン利息	0百万円																																																																					
買入金銭債権利息	54百万円																																																																					
有価証券利息・配 当金	15,202百万円																																																																					
貸付金利息	3,276百万円																																																																					
不動産賃貸料	2,770百万円																																																																					
その他利息・配 当金	233百万円																																																																					
<u>計</u>	<u>21,579百万円</u>																																																																					
収入保険料	1,015,976百万円																																																																					
支払再保険料	179,379百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>836,596百万円</u>																																																																					
支払保険金	612,916百万円																																																																					
回収再保険金	141,430百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>471,486百万円</u>																																																																					
支払諸手数料及び 集金費	149,554百万円																																																																					
出再保険手数料	8,299百万円																																																																					
<u>差引</u>	<u>141,255百万円</u>																																																																					
預貯金利息	69百万円																																																																					
コールローン利息	0百万円																																																																					
買入金銭債権利息	68百万円																																																																					
有価証券利息・配 当金	22,442百万円																																																																					
貸付金利息	6,859百万円																																																																					
不動産賃貸料	5,748百万円																																																																					
その他利息・配 当金	364百万円																																																																					
<u>計</u>	<u>35,552百万円</u>																																																																					

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																							
	<p>※6. 特別損失のその他には、減損損失8,439百万円を含んでおります。</p> <p>なお、減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業用資産は、全体で1つの資産グループとしております。ただし、賃貸用資産及び遊休資産等については、物件ごとに収支把握可能であるため、個々に独立した資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳</p> <table border="1" data-bbox="592 770 999 1017"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地 (百万円)</th> <th>建物 (百万円)</th> <th>計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>新潟市等全25箇所</td> <td>4,799</td> <td>3,265</td> <td>8,065</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>九十九里町等全13箇所</td> <td>215</td> <td>159</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>5,014</td> <td>3,424</td> <td>8,439</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 多数の資産グループにおいて減損損失が発生していることから、表示を明瞭にするため、主たる用途ごとに集約して記載しております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>賃貸用資産グループ及び遊休資産等グループの一部について、資産の時価の著しい下落等が生じたため、減損損失を認識いたしました。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額の算定にあたっては、賃貸用資産については正味売却価額又は使用価値を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値の算定にあたっての割引率は、6.0%～15.0%を使用しております。</p>	用途	場所	減損損失			土地 (百万円)	建物 (百万円)	計 (百万円)	賃貸用資産	新潟市等全25箇所	4,799	3,265	8,065	遊休資産等	九十九里町等全13箇所	215	159	374	計		5,014	3,424	8,439	<p>※6. 特別損失のその他には、不動産動産処分損8,906百万円を含んでおります。</p>
用途	場所			減損損失																					
		土地 (百万円)	建物 (百万円)	計 (百万円)																					
賃貸用資産	新潟市等全25箇所	4,799	3,265	8,065																					
遊休資産等	九十九里町等全13箇所	215	159	374																					
計		5,014	3,424	8,439																					

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																																						
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="164 482 563 727"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>511</td> <td>416</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>529</td> <td>418</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="236 1035 547 1137"> <tr> <td>1年内</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="236 1546 547 1611"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>65百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	511	416	94	その他	18	1	16	合計	529	418	110	1年内	63百万円	1年超	46百万円	合計	110百万円	支払リース料	65百万円	減価償却費相当額	65百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="595 482 994 727"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>202</td> <td>165</td> <td>—</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220</td> <td>170</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table data-bbox="667 1035 978 1137"> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高</p> <p>同 左</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table data-bbox="667 1546 978 1699"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	202	165	—	37	その他	18	5	—	12	合計	220	170	—	50	1年内	25百万円	1年超	24百万円	合計	50百万円	支払リース料	33百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	33百万円	減損損失	—百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1026 482 1425 727"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>253</td> <td>184</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>271</td> <td>188</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1098 1035 1409 1137"> <tr> <td>1年内</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1098 1546 1409 1611"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>109百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	253	184	69	その他	18	3	14	合計	271	188	83	1年内	48百万円	1年超	35百万円	合計	83百万円	支払リース料	109百万円	減価償却費相当額	109百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																					
動産	511	416	94																																																																																					
その他	18	1	16																																																																																					
合計	529	418	110																																																																																					
1年内	63百万円																																																																																							
1年超	46百万円																																																																																							
合計	110百万円																																																																																							
支払リース料	65百万円																																																																																							
減価償却費相当額	65百万円																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																				
動産	202	165	—	37																																																																																				
その他	18	5	—	12																																																																																				
合計	220	170	—	50																																																																																				
1年内	25百万円																																																																																							
1年超	24百万円																																																																																							
合計	50百万円																																																																																							
支払リース料	33百万円																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																																																							
減価償却費相当額	33百万円																																																																																							
減損損失	—百万円																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																					
動産	253	184	69																																																																																					
その他	18	3	14																																																																																					
合計	271	188	83																																																																																					
1年内	48百万円																																																																																							
1年超	35百万円																																																																																							
合計	83百万円																																																																																							
支払リース料	109百万円																																																																																							
減価償却費相当額	109百万円																																																																																							

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 202百万円 1年超 540百万円 合 計 742百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 186百万円 1年超 348百万円 合 計 534百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 195百万円 1年超 436百万円 合 計 632百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 503.33円 1株当たり中間純利益 12.13円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 566.79円 1株当たり中間純利益 7.01円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 7.00円	1株当たり純資産額 611.37円 1株当たり当期純利益 36.91円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 36.88円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (百万円)	9,054	5,128	27,322
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	48
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(—)	(—)	(48)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	9,054	5,128	27,274
普通株式の期中平均株式数 (株)	745,967,746	730,737,242	738,760,220
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	—	1,503,876	608,202
(うち新株予約権) (株)	(—)	(1,503,876)	(608,202)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成11年6月29日定時株主総会決議ストックオプション (自己株式譲渡方式) 普通株式 389,700株 平成15年6月27日定時株主総会決議新株予約権 新株予約権 4,350個	—————	平成11年6月29日定時株主総会決議ストックオプション (自己株式譲渡方式) 普通株式 389,700株

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自平成15年4月1日至平成16年3月31日）平成16年6月30日
関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

平成16年4月9日
平成16年5月10日
平成16年6月10日
平成16年7月9日
関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成16年7月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 福田 真也 印

代表社員
関与社員 公認会計士 中谷 真二 印

関与社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 眞二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、固定資産の減損に係る会計基準が平成16年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、会社は当中間連結会計期間から同会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 福田 眞也 印
関与社員

代表社員 公認会計士 中谷 眞二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月21日

あいおい損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 眞二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、固定資産の減損に係る会計基準が平成16年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、会社は当中間会計期間から同会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。